

医師法21条

「診療関連死を届け出るべきとは言ってない」—厚労省が見解

医師法21条について「診療関連死を届け出るべきとは言ってない。国立病院以外はマニュアル作成指針に拘束されない」とした厚労省見解を歓迎する声が上がっている。

この発言が出たのは、10月26日の厚生労働省「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」。診療関連死と捜査機関との関係が議題となった同日、医師法21条を巡る解釈について有賀徹委員（昭和大学病院長）が口火を切った。

「厚生労働省が、診療関連死も（捜査機関に）届け出るべきという見解に至った経緯を教えてくださいほしい」

これに対し、田原克志医政局医事課長は「厚生労働省が診療関連死について届け出るべきと申し上げたことはない」と発言。有賀委員が「過去、国立病院にはそうおっしゃったのではないかと聞いたですと、「（医療事故防止の手順書である）リスクマネジメントマニュアル作成指針は、国立病院などに対して示したもので、そのほかの医療関係者がこれに拘束される理由はない」と明言した。

この考え方について委員からは「マニュアル作成指針が混乱の発端だったので、今日、（21条の解釈が）明らかになったことはきわめて重要」（飯田修平委員・練馬総合病院長）と歓迎の声があがった。

「医師法21条を改正する必要はない」

今回の厚生労働省の見解が、医療事故調を巡る議論にどのような影響を与えるか注目される中、これを「10年ぶりくらいに医師法21条の解釈が明確になった」と高く評価するのが、

田原克志医政局医事課長の発言要旨
（2012年10月26日「厚生労働省・医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」）

厚生労働省が診療関連死について届け出るべきというようなことを申し上げたことはない。法医学的異状を判断する際に日本法医学会ガイドラインも参考にして、最終的には検案した医師が異状であるかどうかを判断する。

リスクマネジメントマニュアル作成指針は国立病院などに対して示したもので、その他の医療関係者がこれに拘束される理由はない。マニュアル作成指針は医師法21条についてのみ解釈を示したのではなく、標準的な医療事故防止の手順書という形で出した。

医師法21条については2004年に最高裁で、「自分が診察していた患者かどうかは関係なく、死体の外表を検査して、異状を認めた場合には警察署に届け出ることが必要である」ということが示されている。

2001年に東京女子医大で心臓手術を受けた患者が死亡した事故で逮捕され、その後無罪が確定した佐藤一樹医師だ。

佐藤氏は12月2日、医療事故調に関するシンポジウムの中で、厚生労働省のリスクマネジメントマニュアル作成指針や日本法医学会の異状死ガイドラインによって医師法21条の誤解が医療界に広がったと指摘。さらに、田原医事課長が厚生労働省検討会において、医師が死体の外表を検査して異状なしなら届出の

医師法21条を巡る主な議論

【医師法】

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

死体又は死産児については、殺人、傷害致死、死体損壊、墮胎等の犯罪の痕跡を止めている場合があるので、司法警察上の便宜のためにそれらの異状を発見した場合の届出義務を規定したものである。

したがって、「異状」とは病理学的の異状ではなくて法医学的のそれを意味するものと解される。

(厚生省・医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会資料)

広尾病院事件最高裁判決 (2004年4月13日)

医師法21条にいう死体の「検査」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は正当として是認できる。

日本法医学会「異状死」ガイドライン (1994年5月)

(届け出るべき「異状死」を具体的に提示)

【4】診療行為に関連した予期しない死亡、およびその疑いがあるもの

注射・麻酔・手術・検査・分娩などあらゆる診療行為中、または診療行為の比較的直後における予期しない死亡。

診療行為自体が関与している可能性のある死亡。

診療行為中または比較的直後の急死で、死因が不明の場合。

診療行為の過誤や過失の有無を問わない。

厚生労働省「リスクマネジメントマニュアル作成指針」(2000年7月)

(国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける医療事故の発生防止対策及び医療事故発生時の対応方法について、マニュアルを作成する際の指針)

5 警察への届出

(1) 医療過誤によって死亡又は傷害が発生した場合又はその疑いがある場合には、施設長は、速やかに所轄警察署に届出を行う。

必要はないと明言したことを紹介した上で、「21条は解釈が変わったことが問題で、それを正していけばいい。医師法21条を改正する必要はなく、法改正に労力を使うくらいなら、それを医療安全向上のために使うべき」と訴えた。

「法改正すれば行政処分が拡大する」

弁護士の井上清成氏も佐藤氏に賛同する。同シンポジウムを傍聴していた井上氏はフロアから発言。「診療関連死を医師法21条から削除すれば、その飛び火は必ずある。おそらく医療事故関連の行政処分が拡大するだろう。そうした可能性を考えれば、法律をいじるのではなく運用で解釈を正すほうがいい」と指



12月2日、都内で開かれた「医療事故調シンポジウム～真相究明と責任追及は両立するのか」

摘し、日本医師会などが医師法21条を改正し、診療関連死を届出対象から除外するとしていることに懸念を示した。